

令和4年度 担い手農業者との意見交換概要

令和5年3月

公益財団法人 群馬県農業公社
(農地中間管理機構)

地区座談会などで農業者等から寄せられた意見・質問等のうち、代表的なものの要旨を記載しています。

1 ○○地区土地改良事業推進協議会[R4.12.14~15 参加者30人]

【質問】この土地改良事業では、売買による農地の集積も予定しているが、売買価格の目安となるものはあるか。

【回答】近傍の売買事例や、固定資産税の評価額等を参考として売買価格を決定することになる。

【質問】農地を売買する場合は、土地改良事業（工事）実施の前後どちらになるか。

【回答】事業要件である農地の集積率に鑑み、売渡しは換地（一時利用指定）後としたい。

2 ○○市「人・農地プラン」座談会[R5.1.11~27 参加者249人]

【意見】農地の集約にあたっては、今後、地権者から管理料（耕作料）を徴収することも検討したい。

【意見】地区の中心経営体として、機械利用組合を位置付けたい。

3 ○○市「人・農地プラン」地区座談会・検討会及び遊休農地地区検討会[R5.2.6~15 参加者182人]

【質問】農地中間管理事業を利用する主なメリットは何か。

【回答】農業公社（農地中間管理機構）は公的機関なので、安心して貸借することができるほか、特に、大規模な担い手（借り手）からは、繁雑な賃料の支払事務を公社で一括処理する点などを評価されている。

【質問】相続未済の農地を借り受け、耕作することは可能か。

【回答】農地中間管理事業には、所有者不明農地を貸借する手続きがあるので、具体的な事例があれば相談されたい。

【意見】相続の未登記や抵当権が設定された農地などが多く、マッチングの支障となっている。

【意見】地区の担い手を法人に期待されても、集落営農組織の構成員は高齢化しており、簡単にはいかない。

【意見】集落営農（農事組合法人化）により農地集積を推進してきたが、今後、役員の受け手がなくなる懸念がある。

【要望】農地中間管理事業の権利設定に係る相続関係書類を簡素化してほしい。

【要望】農業の実情を知ってもらうため、座談会には農業者だけでなく、広く地域の人にも参加してもらいたい。